

会の御発言の趣旨を体せられまして、その人選には慎重を期せられまして、慎重な国民の血税をもつてこの外貨獲得の資金を優先的にあつせんする、あるいは資材の特配をするという特権に對しましては、慎重なる審議会の運営を期待したいのであります。

第三点は、問題がございまして、運輸大臣とあつたのが、全部主務大臣に変更されたのであります。しかるがゆえに、かえつて今後所管問題その他に關しまして、いわゆる官僚のセクシヨナリズムが起る危険もございまして、この点に關しまして、本委員会の論議の趣旨を十分体せられまして、要は一銭でもよけいに外貨を獲得し、日本の再建に資するという大方針を誤られぬように、本法の運営に特に注意していただきたいと思ひます。

最後に本法案の完成に至るまでの栗山委員長の並々ならぬ御努力を多いたします。実は党内におきましても、幾多の議論がまだに終結いたしておりませんが、われ／＼はこの委員長とともに、相当長期間にわたり本法の成立に参画いたしました一人といたしまして、党の代表の資格において賛成さしていただく権利を本日いただいて参つたのであります。はなはだ簡單であります。賛成の意思及び希望を述べた次第であります。

○栗山委員長 門司亮君。

○門司委員 私には日本社会党を代表いたしまして、反対の意思表示をするものであります。

理由はすでに委員会その他等いろいろ申し上げました通り、第一の理由としてわれ／＼が最も重要視しなければならぬのは、この法案の中に

ありまする地方税の半減の問題であります。御承知のように今日の地方財政はきわめて逼迫いたしております、すでに町村財政は、破綻を來たしておりますといつても決して過言ではない実情に置かれておりますとき、ことさらにこのホテル業を営む者に対して地方税を半減されるということは、きわめて遺憾でありますとともに、地方財政法の二條の二項には、はつきり「国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いさしくその自律性をそそぐ、又は地方公共団体に負担を転嫁するやうな施策を行つてはならない」ということを明記いたしておるのであります。以上で私も、この法案によつて恩恵を受けま

すのは、一部のホテル業者であります、従つてその一部の業者のために、国の法律をもつて保護する、しかも地方税を免除するといふやうなことは、とうていがえんずることができ得ないのであります。

さらに第二の理由といたしましては、この法案の中に届出その他の監督の要項は明記されておるやうになつておりますが、利潤の点につきましては何らの制限も、あるいは届出といふやうな規定も設けられていないといふことであります。これは一方において地方税すら免除するといふところまで行つており、いんや資材、資金の優先的のあつせんをするといふことに相なつております。これだけ国家の保護を受けましても、收支の上において利潤に對する一つの規定もないといふことは、はなはだ遺憾に存するのであります。その他法案の内容について一々こまかいことを申し上げますことは、

煩雜に過ぎますので、大体以上の反対理由の大きなものの二点を申し上げまして反対の意思表示をするものであります。

○栗山委員長 山本利壽君。

○山本利壽委員 私は民主連立派を代表いたしまして、ただいま議題となりました国際観光ホテル整備法案に賛成の意を表するものであります。

この法案の主とするところは、わが国の国際観光ホテルを充実せようといふところにありますが、この戦後荒れ果てた日本に美しいホテルを建て、ます／＼日本を美しくし、さらに多くの外客を誘致いたしまして、外貨を獲得しようとするに對しては、まことにけつこうなことだと考へるものであります。ことにこの観光ホテルが各地に建設されますについては、やはりある部分失業対策ともなるのでありまして、この方面を十分勘案されまして、全国でできるだけ多くのホテルを建て、たくさん外客を誘致してもよいものであります。ただ他の委員諸君からも発言がありましたけれども、由来日本はいろ／＼な法規を制定いたしておりますが、法規だけでそのことができるものでありません。この法律の意思を尊重して、その方面に呼びかけて、ホテルを建てしめるということでもあります。ことに先ほど藤田委員の言われましたように、主務大臣になつておられます、はつきりした官庁がきまつておられぬことは、今後業者をして非常に煩雜な思いをさせ、さらに官僚のなわ張り争いが今後も継続されるのではないかと思ひます。その点にも留意されまして、十分にこの法律が活用されますやうに、希望いたして賛

成の意を表します。

○栗山委員長 淵上房太郎君。

○淵上委員 民主自由党を代表いたしまして、私は本法案に賛成の意を表するものであります。

本法が国際親善、並びに外貨獲得を目的としたことは、わが日本再建の途上、まことに必要な重要性を物語るものであると思ひます。先ほど日本が自立するまで、まだ国際観光事業はやつてはいけぬ、外客を呼んではいけぬといふ意見もありましたが、私は反対の立場を持つておるのであります。なるほど国内には産業、社会、教育各般にわたりまして、重大なる問題が山積しておるのは事実でありますけれども、この外客を誘致して、ほんとうに平和日本として立ち、文化日本として立つといふために、諸外国の人たちに真の日本の実情に理解を持たせて、日本の再建に協力してもらうといふ上から言ひまして、この国際観光事業はます／＼充実拡大すべきものであると思ひます。

まして外貨の獲得という問題につきましても、すでに聞くところによりますれば、一月から九月までに二十数億の外貨が入つて來ておる。日本再建の経済の立場から言ひまして、まことに適當なことであると思ひます。地方財政を圧迫するといふ点につきましても先ほど来御意見が出ておりましたが、これはむしろわれ／＼は根本的に別個の反対の観測をいたしておるのであります。この法律によるところの税の減額あるいは資金のあつせん等によつてこそ、初めて観光ホテルの建設ができるのでありまして、ここに各地方におきましては、新しい課税

物件がだん／＼この法律によつてふえて來るといふことになれば、地方財政はます／＼堅実になつて來ると思ひます。地方財政法第二條をお引きになりましたが、地方財政法第二條にいう「地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長する」という趣旨から行きましたも、私はこの法律によつてこそ、初めて関係地方団体におきましては財政の強化をはかり得ることになる、かように思ひます。私は本法の規定するところの税の減額並びに資金のあつせんという程度でなくして、さらに充実したる、しつかりした國家の助成を將來考慮する必要がある、かように考へるのであります。將來はさらに国際観光事業の拡充強化をはかる、そういう意味におきまして、この法律を將來適當な機会に改正すべきときがすみやかに來らんことを、むしろ切望しておるのでありまして、私は本法にかような意味合いにおきまして、根本的に賛成の意を表するものであります。

ただ、ただいま他の委員の諸君から御意見がありましたこの運営に當りましては、ごらんのように、各省たくさんのお關係官庁があります現在としましては、よほど注意して、細心の考慮を拂つて、堅実なる運営をはかることによつて、本事業の堅実なる進展をはからなければならぬと思ひます。ですから、当委員は今後ともこの運営につきましては、十分な監視、督促を加えるといふ心構えを持つて行かなければならぬといふことを申し添えまして、本委員会において各位の慎重なる御考慮をお願いしたいといふことを、希望するものであります。以上をもち

まして賛成の意を表します。
○栗山委員長 討論は終局いたしました。

お諮りをいたします。それでは本案を委員会の成案とし、委員会提出法律案といたしますことに賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○栗山委員長 起立多数。よつて本案は多数をもつて委員会提出法律案となすことに決しました。

なお議院における提案理由の説明の際には、委員長におきまして本案起草までの経過、審議の際における少数の反対の御意見等についても報告をいたしたく存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十二分散会

〔参照〕

国際観光ホテル整備法案

国際観光ホテル整備法

（この法律の目的）

第一條 この法律は、ホテルその他の外客宿泊施設の整備を図り、外客接遇の充実に資することを目的とする。

（ホテル及びホテル業の定義）

第二條 この法律で「ホテル」とは、外客の宿泊に適するように、洋式の構造及び設備をもつて、造られた施設をいう。

2 この法律で「ホテル業」とは、ホテルにより人を宿泊及び飲食させる営業をいう。

（登録）

第三條 ホテル業を営んでいる者又は営もうとする者は、ホテルごとに、主務大臣の登録を受けること

ができる。

（登録義務）

第四條 主務大臣は、前條の登録の申請があつたときは、左の場合を除いて登録をしなければならぬ。

一 当該ホテルの施設が別表第一に掲げる基準に適合しないものであるとき。

二 申請者が禁治産者若しくは準禁治産者又は破産の宣告を受け復権を得ない者であるとき。

三 申請者が法人である場合において、その法人の役員に前号に掲げる事由のあるとき。

四 申請者の資力信用が不十分なため、ホテル業の確実な経営が著しく困難であると認められるとき。

2 申請者が第十一條の規定により登録の取消を受けた者でその取消の日から一年を経過しないものであるときは、主務大臣は、前條の登録をしないことができる。

（登録ホテル等の名称）
第五條 第三條の登録を受けたホテル業（以下「登録ホテル業」という。）を営む者でなければ、「登録ホテル」と又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（料金の公示）
第六條 登録ホテル業を営む者は、省令の定めるところにより、その收受する料金を公示しなければならぬ。

（家屋税の減額）
第七條 登録ホテル業の用に供する建物であつてこの法律施行後ホテル業の用に供するために建築されたものについては、当該建物によるホテル業開始の年及びその翌年から五年間は、家屋税及び家屋税附加税（以下「家屋税」と総称する。）をその二つの一に減額する。但し、ホテル業開始の後登録を受けた場合には、その軽減期間内において、当該登録を受けた年から減額する。

2 前項の規定は、ホテル業の譲受又はホテル業を営む会社の合併により取得した建物については、適用しない。但し、前項の家屋税の軽減期間の残存する場合においては、その残存期間内に限り、同項の規定による家屋税の減額をする。

3 第一項の規定は、ホテル業又は登録ホテル業を営む者が、登録ホテル業の用に供するために、当該ホテルに改築又は増築をした部分に限り、準用する。この場合において、同項中「当該建物によるホテル業開始の年」とあるのは、当該改築又は増築した部分によるホテル業開始の年」と読み替へるものとする。

4 第一項から前項までの場合において、家屋税の減額に関し必要な手続については、條例で定める。

（固定資産の耐用年数）
第八條 法人税の課税標準に關する登録ホテル業用の固定資産の耐用年数は、別表第二の通りとする。

（認可の條件）
第九條 主務大臣は、第一條に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、認可に條件を

附け、又はこれを変更することができ。

（施設及び経営の改善の勧告並びに資金のあつ旋）
第十條 主務大臣は、第一條に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、登録ホテル業を営む者に対し、施設又は経営の改善に關し勧告することができ。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該登録ホテル業を営む者に対し、施設又は経営の改善に要する資金をあつ旋するものとする。

（登録の取消）
第十一條 登録ホテル業を営み、又は営もうとする者が、左の各号の一に該当する場合においては、主務大臣は、当該ホテルについて登録を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基く命令又は第九條の規定により認可に附けた條件に違反したとき。

二 第三條の登録を受けた者が、正当の理由がないのに、登録後六箇月以内に営業を開始しないとき。

三 第四條第一項各号の一（第十條第二項において準用する場合を含む。）の場合に該当するに至つたとき。

第十二條 登録ホテル業の全部若しくは一部の譲渡、賃貸若しくはその経営の委任又は登録ホテル業を営む会社の合併をする場合において、これらの行為について主務大臣の認可を受けなかつたときは、

登録の取消があつたものとみなす。

2 前項の認可については、第四條（登録ホテル業の全部の譲渡、賃貸若しくはその経営の委任又は登録ホテル業を営む会社の合併の場合）には、同條第一項第一号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同條中「前條の登録」とあるのは「前項の認可」と「登録をしなければならぬ」とあるのは「認可をしなければならぬ」と読み替へるものとする。

第十三條 左の各号の一に該当する場合を除いて、主務大臣の認可を受けなかつた登録ホテル業を営む者がその事業の全部若しくは一部の廃止若しくは休止をし、又は登録ホテル業を営む会社が解散した場合においては、登録の取消があつたものとみなす。

一 主務大臣に届出をして、季節的に休止する場合
二 主務大臣に届出をして、改築、増築又は災害復旧のため臨時的に休止する場合
（税の追徴）
第十四條 主務大臣は、第十一條の規定による登録の取消があつたとき、又は前二條の規定により登録の取消があつたものとみなされたときは、第七條及び第八條の規定は適用がなかつたものとみなすことができ。但し、特にやうじよすべき事情があると認める場合には、この限りでない。

2 前項の規定により第七條及び第八條の規定の適用がなかつたものとみなされた場合においては、家

屋税又は法人税を追徴する。

3 前二項の規定の施行に關し必要な事項は、法人税に關しては政令で、家屋税に關しては條例で定める。

(登録ホテル業の相続)

第十五條 登録ホテル業を営む者が死亡した場合においては、その相続人は、被相続人の死亡の日から一箇月以内に、相続によつて被相続人の営んでいた登録ホテル業を承継した旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

(報告)

第十六條 主務大臣は、登録ホテル業の用に供されている施設の状態に変更があつたとき、その他必要があるとき、當該登録ホテル業を営む者その他の関係者から、報告を求めることができる。

(ホテル審議会)

第十七條 この法律の適正な運用を図るため、運輸省にホテル審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第十八條 主務大臣は、左に掲げる事項について必要な措置をしようとするときは、審議会にはからなければならぬ。但し、第四條第一項第二号又は第三号(第十二條第二項において準用する場合を含む。)の場合に該当することを理由として、登録若しくは認可をせず、又は登録の取消をしようとするときは、審議会にはからることを要しない。

一 この法律の規定による登録又は認可

二 第十一條(第二十八條)におい

て準用する場合を含む。)の規定による登録の取消

三 第十四條第一項(第二十八條)において準用する場合を含む。)の規定による処分

四 前三号に掲げる処分に關する訴訟の裁決

2 前項各号に掲げる事項のうち審議会が輕微なものとするものに關しては、主務大臣は、審議会にはからぬで、これを行うことができる。

3 審議会は、ホテル業及び旅館業の振興に關し、關係行政庁に建議をすることができる。

第十九條 審議会は、委員十人をもつて組織する。

第二十條 審議会の委員は、左に掲げる者につき、主務大臣が任命する。

一 ホテル業に關し學識経験のある者四人

二 観光事業機關を代表すると認められる者三人

三 運輸省、厚生省及び建設省の官吏各一人

第二十一條 前條第一号及び第二号に掲げる審議会の委員の任期は、三年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ

3 前條第一号及び第二号に掲げる委員であつて審議会の設置後最初に任命される者の任期は、任命の際において主務大臣の定めるところにより、任命の日から、一人については一年、二人については二年、三人については三年とす

る。

4 委員は、非常勤とする。

第二十二條 主務大臣は、審議会の委員が心身の故障のため職務をすることができず、又はその職務を怠り、若しくはその職務に關し不正の行為をしたと認められる場合においては、審議会の同意を得て、これを解任することができる。

第二十三條 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を總理する。

3 審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならぬ。

第二十四條 主務大臣は、この法律の規定による登録又は認可の申請があつたときは、遅滞なく、第十八條第一項及び第二項の規定により、審議会にはからなければならぬ。

2 審議会は、前項の規定により意見を聞かれた事項について、意見を聞かれた日から七日以内に審議を開始し、六十日以内にその意見を決定しなければならぬ。

第二十五條 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 特定の事案につき特別の利害關係を有する委員は、審議会の議決があつたときは、当該事案に係る議決に参加することができない。

第二十六條 審議会は、第十一條(第二十八條)において準用する場合を含む。)の規定による登録の取消又は第十四條第一項(第二十八條)において準用する場合を含む。)の規定による処分に關し意見を決定しようとするときは、當該登録ホテル業を営み、又は営もうとする者に對し、あらかじめ、期日及び場所を通知して、公開による聴聞をしなければならぬ。當該登録ホテル業を営み、若しくは営もうとする者又はその代理人は、公開による聴聞の場所において、審議会に對し、意見を述べ、又は証拠を提出することができる。

第二十七條 この法律に規定するものの外、審議会に關し必要な事項は、省令で定める。

(登録旅館業)

第二十八條 外客の宿泊に適するようにつ造られた施設であつてホテル以外のもの(以下「旅館」という。)に關しては、第二條第二項(ホテル業の定義)、第三條(登録)、第四條第一項第一号及び第二項(登録義務)、第五條(登録ホテル)等の名称)、第六條(料金の公示)、第八條から第十一條まで(固定資産の耐用年数、認可の條件、施設及び経営の改善の勧告並びに資金のあつた、登録の取消)、第十四條(税の追徴)及び第十六條(報告)の規定を準用する。この場合において「ホテル」とあるのは「旅館」と、「登録ホテル」とあるのは「登録旅館」と、「登録ホテル」とあるのは「登録旅館」と、第

四條第一項第一号中「別表第一」とあるのは別表第三と、第十一條第三号中「第四條第一項各号の一(第十二條第二項)において準用する場合を含む。」とあるのは「第四條第一項第一号」と読み替へるものとす。

(権限の委任)

第二十九條 この法律に規定する主務大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、行政庁に委任することができる。

(訴訟)

第三十條 この法律により行政庁のした処分に不服のある者は、主務大臣に訴願することができる。

(罰則)

第三十一條 第五條(第二十八條)において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に處する。

第三十二條 左の各号の一に該當する者は、一万円以下の罰金又は料に處する。

一 第六條(第二十八條)において準用する場合を含む。)の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をした者

二 第九條(第二十八條)において準用する場合を含む。)の規定により附けた條件に違反した者

三 第十五條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第十六條(第二十八條)において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その

他の従業者がその法人又は人の業務に關し前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても、各本條の罰金刑又は科料刑を科する。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。
第三十八條中造船技術審議會の項の次に次の一項を加える。

ホテル審議會

國際觀光ホテル整備法（昭和 年法律第 号）に定めるホテルその他の外客宿泊施設の整備に關する重要事項を調査審議すること。

別表第一

- 洋式の構造及び設備をもつて造られた客室（以下「洋式客室」という。）の数が、東京都の区のある区域並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市の市においては、三十室以上で、且つ、客室総数の二分の一以上、その他の地においては、十五室以上で、且つ、客室総数の三分の一以上であること。
- 客その他の関係者が、営業時間中、自由に出入することのできる玄関及び玄関広間があること。
- 客に應接し、及び宿泊者名簿に記入する等の用に供される玄関帳場があること。
- 洋式客室は、次の條件をみたすものであること。
イ 床面積が十三平方メートル以上であること。

ロ 冷温水設備及び寢台を備え、且つ、その入口は、かぎをかけることのできるものであること。

ハ 卓上電話又は呼鈴であること
ニ 換気設備があること。

五 使用するたびに用水を取り替える洋式浴室があり、その入口には、かぎをかけることのできるものであること。

六 食堂があること。

七 客室がある階ごとに、二以上の避難に有効な階段その他の設備があること。但し、その階段が三階以上にある客室から連絡するものである場合は、その適當な箇所に踊場がなければならぬ。

八 各非常口の見易い所に、電気照明を施した出口標示があること。但し、その出口標示は、適當な大きさの文字でなければならぬ。

廊下の適當な箇所に、矢印をもつてする、非常口への道順を示す標示があること。

九 各階ごとに、床面積百八十平方メートルにつき、少くとも一台の消火器の備付があること。

十 階段裏の空間は、可燃物の置場又は倉庫として使用しないこと。

十一 暖房の設備があること。但し、夏期に限り営業をするものについては、この限りでない。

十二 開口部には、防虫用の金網が張つてあること。

十三 便所は水洗式であり、且つ、座便式のものがあり、共用のもの、男女に区別して設けられてあること。

別表第二

建築物

イ 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（鉄骨れんが造及び鉄骨造を含む。）
四十年

ロ れんが造又は石造
三十年

ハ 木造（木骨れんが造及び木骨造を含まない。）
十五年

暖房設備、冷房設備その他建物に附屬する設備
十五年

イ 主として金属製のものの十二年
六年

稱築物

イ 木造
十年

ロ その他
三十年

工具、器具及び備品
八年

イ 工具
八年

ロ 器具及び備品
五年

別表第三

一 環境、建築、外観及び庭園が優秀で、外客を喜ばせるに足るものであること。

二 外客の宿泊に適する客室（以下「客室」という。）の数が、東京都の区のある区域並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市の市においては十室以上、その他の地においては五室以上であること。

三 客室は、次の條件をみたすものであること。
イ 設備、調度品等が、日本趣味豊かなものであつて、外客を喜ばせるに足るものであること。

ロ いす及びテーブルの備付があること。

ハ 入口は、かぎをかけることのできるものであること。

ニ 隣室との間を壁仕切とし、次の間又は踏込があること。

ホ 開口部には、防虫用の金網が張つてあること。

ハ 卓上電話又は呼鈴があること
ニ 換気設備があること。

チ 適當な採暖設備があること。

四 浴室は、タイル張又は上質の板張とし、脱衣室は、かぎをかけることのできるものであること。

五 客室がある階ごとに、二以上の避難に有効な階段その他の設備があること。但し、その階段が三階以上にある客室から連絡するものである場合は、その適當な箇所に踊場がなければならぬ。

六 各非常口の見易い所に、電気照明を施した出口標示があること。但し、その出口標示は、適當な大きさの文字でなければならぬ。

廊下の適當な箇所に、矢印をもつてする、非常口への道順を示す標示があること。

七 各階ごとに、床面積百八十平方メートルにつき、少くとも一台の消火器の備付があること。

八 階段裏の空間は、可燃物の置場又は倉庫として使用しないこと。

九 水洗式で座便式の便所があり、且つ、その共用のもの、男女に区別して設けられてあること。

便所の開口部には防虫用の金網が張つてあること。

昭和二十五年一月十七日印刷

昭和二十五年一月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁